

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会副委員長 千葉 盛

- 1 日時
令和4年3月3日（木曜日）
午前10時0分開会、午前11時57分散会
- 2 場所
第2委員会室
- 3 出席委員
千葉盛副委員長、伊藤勢至委員、郷右近浩委員、柳村一委員、ハクセル美穂子委員、高田一郎委員、上原康樹委員
- 4 欠席委員
川村伸浩委員長、工藤勝子委員、米内紘正委員
- 5 事務局職員
刈屋担当書記、鈴木担当書記、佐藤併任書記、岩淵併任書記、安藤併任書記
- 6 説明のため出席した者
佐藤農林水産部長、阿部技監兼漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長、大畑副部長兼農林水産企画室長、藤代農政担当技監兼県産米戦略室長、千葉農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、橋本林務担当技監、山口水産担当技監兼水産振興課総括課長、鈴木農林水産企画室企画課長、安齊農林水産企画室管理課長、中野団体指導課総括課長、似内流通課総括課長兼県産米戦略室県産米販売推進監、中村農業振興課総括課長、小原農業普及技術課総括課長、佐々木農村建設課総括課長、佐々木農産園芸課総括課長、工藤農産園芸課水田農業課長、米谷畜産課総括課長、長谷川畜産課振興・衛生課長、工藤林業振興課総括課長、鈴木森林整備課総括課長、西島技術参事兼森林保全課総括課長、阿部水産振興課漁業調整課長、佐藤漁港漁村課漁港課長、滝山競馬改革推進室長、鈴木競馬改革推進室競馬改革推進監、佐藤県産米戦略室県産米戦略監
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
議案の審査
 - (1) 議案第42号 令和3年度岩手県一般会計補正予算（第12号）
第1条第2項第1表中
歳出 第6款 農林水産業費

- 第1項 農業費
- 第2項 畜産業費
- 第3項 農地費中 農林水産部関係
- 第4項 林業費
- 第5項 水産業費
- 第11款 災害復旧費
 - 第1項 農林水産施設災害復旧費

第2条第2表中

- 第6款 農林水産業費
 - 第1項 農業費
 - 第2項 畜産業費
 - 第3項 農地費中 農林水産部関係
 - 第4項 林業費
 - 第5項 水産業費
- 第11款 災害復旧費
 - 第1項 農林水産施設災害復旧費

第3条第3表中

2 変更中 1

- (2) 議案第44号 令和3年度岩手県県有林事業特別会計補正予算(第2号)
- (3) 議案第45号 令和3年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算(第2号)
- (4) 議案第46号 令和3年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第2号)
- (5) 議案第57号 農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- (6) 議案第58号 水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- (7) 議案第66号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

9 議事の内容

○千葉盛副委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

川村委員長、工藤委員及び米内委員は欠席とのことでありますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

それでは、議案の審査を行います。初めに、議案第42号令和3年度岩手県一般会計補正予算(第12号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費のうち農林水産部関係、第11款災害復旧費第1項農林水産施設災害復旧費、第2条第2表繰越明許費補正中、第6款農林水産業費のうち農林水産部関係、第11款災害復旧費第1項農林水

産施設災害復旧費、第3条第3表債務負担行為補正中、2変更中1、議案第44号令和3年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第2号）、議案第45号令和3年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算（第2号）、議案第46号令和3年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第2号）、議案第57号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて及び議案第58号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、以上6件の予算議案及び予算関連議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大畑副部長兼農林水産企画室長 農林水産部関係の予算関係議案について御説明申し上げます。

議案（その4）の冊子です。議案第42号令和3年度岩手県一般会計補正予算（第12号）ですが、7ページをお開き願ひまして、第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、農林水産部が所管する予算は6款農林水産業費の補正予算額75億4,167万5,000円の増額のうち、県土整備部所管分の108万5,000円の増額を除いた75億4,059万円の増額と、9ページをお開き願ひまして、11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費の補正予算額11億8,230万8,000円の減額を合わせまして、総額63億5,828万2,000円の増額となるものであります。今回の補正予算は、国の補正予算に対応した予算を計上するとともに、事業費の確定等に伴い、所要の補正を行おうとするものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げます。

なお、事業別の金額の読み上げは省略させていただき、主な事業中心に簡潔に御説明を申し上げます。

それでは、予算に関する説明書の138ページをお開き願ひます。6款農林水産業費、1項農業費です。1目農業総務費は1億3,923万3,000円の減額で、その主なものは説明欄の上から三つ目、農業委員会運営費補助などで、事業費の確定等によるものであります。

139ページに参りまして、2目農業金融対策費は2億6,365万2,000円の減額で、その主なものは説明欄の下から四つ目、農業経営改善促進資金貸付金など農業関係貸付金の融資実績の確定等によるものであります。

3目農業改良普及費は1億3,337万1,000円の減額で、その主なものは説明欄の一つ目、農業改良普及センター管理運営費や下から二つ目、いわてニューファーマー支援事業費で、事業費の確定等によるものであります。

140ページに参ります。4目農業振興費は3億9,232万2,000円の増額で、その主なものは説明欄の上から八つ目、農業経営基盤強化促進対策事業費は農地中間管理事業等促進基金への積み立て経費について、それからその二つ下、経営体育成支援事業費は農業機械等の導入支援に要する経費について、それぞれ国の補正予算に対応し、措置しようとするものであります。

141ページに参りまして、5目農作物対策費は8億1,959万6,000円の減額で、その主

なものとは説明欄の一番下、強い農業づくり交付金で、生産技術高度化施設や農産物処理加工施設等の農業関係施設整備に係る事業要望の取り下げや、事業計画の変更等があったことによるものであります。

6目畑作振興費は6億1,903万1,000円の減額で、その主なものは説明欄の上から四つ目、水田フル活用農業高度化プロジェクト事業費で、強い農業・担い手づくり総合支援交付金を活用した施設整備等を令和2年度補正予算で前倒しして実施したものであり、その他の事業につきましても、事業費の確定等による所要の整備をしようとするものであります。

142ページに参りまして、7目植物防疫費は194万2,000円の減額で、病虫害防除対策に係る指導等に要する経費の確定等によるものであり、10目農業研究センター費の9,923万1,000円の減額は、国や独立行政法人等から委託を受けて行う試験研究費の確定等によるものであります。

次に、145ページをお開き願ひまして、2項畜産業費であります。1目畜産総務費の2,217万8,000円の減額は、人件費、事務費など管理運営に要する経費の確定によるものであります。

2目畜産振興費は5億4,507万1,000円の減額で、その主なものは説明欄の下から二つ目、畜産競争力強化整備事業費補助で、畜産クラスター計画に位置づけられた地域の中心的経営体による家畜飼養管理施設等整備について、令和2年度補正予算で前倒しして実施したほか、事業計画の変更があったことによるものであります。

146ページに参ります。3目草地対策費は2,505万1,000円の減額で、説明欄の一番上、畜産基盤再編総合整備事業費は牛舎や草地造成等の支援に要する経費の確定によるものであります。

4目家畜保健衛生費は3,832万9,000円の減額で、その主なものは説明欄の一番下、豚熱予防的ワクチン接種事業費に要する経費の確定等によるものであります。

147ページに参りまして、5目農業研究センター費は2,302万8,000円の減額で、畜産研究所の管理運営に要する経費の確定等によるものであります。

次に、149ページをお開き願ひまして、3項農地費であります。1目農地総務費は1億1,213万8,000円の減額で、人件費、事務費など管理運営に要する経費の確定等によるものであります。

2目土地改良費は、補正額95億9,149万8,000円の増額のうち、当部の所管に係る補正予算額は95億9,041万3,000円の増額であり、その主なものは説明欄の上から五つ目、経営体育成基盤整備事業費や、150ページに参りまして、一番上、一つ目ではありますが、中山間地域総合整備事業費等で、国の補正予算に対応し、基幹的農業水利施設の整備や圃場の大区画化、排水改良基盤整備に要する経費を増額しようとするものであり、その他の事業につきましても国庫補助金の交付決定等により所要の整備をしようとするものであります。

3目農地防災事業費は5億7,439万8,000円の増額で、その主なものは説明欄の一つ目、農村地域防災減災事業費で、国の補正予算に対応し、地域における効果的な防災減災対策などを実施しようとするものであり、その他の事業につきましても事業費の確定等による所要の整備をしようとするものであります。

151ページに参りまして、4目農地調整費は220万2,000円の減額で、事務費の確定等によるものであります。

次に、153ページをお開き願います。4項林業費であります。1目林業総務費は1億2,325万8,000円の減額で、その主なものは県有林事業特別会計繰出金で、一般会計からの繰出金の確定によるものであります。

2目林業振興指導費は9億1,712万8,000円の減額であり、その主なものは154ページをお開き願ひまして、説明欄の中ほど、林業成長産業化総合対策事業費補助で、令和2年度補正で前倒し実施したほか、事業計画の変更があったことによるものであり、説明欄の下から二つ目、木材産業国際競争力強化対策事業費は国の補正予算に対応し、低コストで安定的に原木を供給するための間伐材の生産や路網整備等の支援に要する経費を措置しようとするものであります。

3目森林病害虫等防除費は2,296万7,000円の減額で、松くい虫等防除事業費の確定等に伴うものであります。

4目造林費は4億4,785万円の増額で、国の補正予算に対応し、森林整備事業費補助を増額しようとするものであります。

155ページに参ります。5目林道費は2,347万8,000円の増額で、国の補正予算に対応し、林道整備事業費を増額しようとするものであります。

156ページに参ります。6目治山費は1,292万3,000円の減額で、国の補正予算に対応し、治山事業費が増額となるものの、その他の事業につきましては事業費の確定等により減額しようとするものであります。

157ページに参りまして、7目林業技術センター費は1,494万3,000円の減額で、人件費、事務費など管理運営に要する経費の確定等によるものであります。

158ページに参りまして、5項水産業費であります。1目水産業総務費は2億5,552万7,000円の減額で、人件費、償還金、事務費など管理運営に要する経費の確定によるものであります。

2目水産業振興費は180万2,000円の増額で、その主なものは159ページに参りまして、説明欄の一番下、水産業競争力強化緊急施設整備事業費補助で、国の補正予算に対応し、養殖施設の整備に要する経費を措置しようとするものであり、その他の事業につきましては事業費の確定等による所要の整備をしようとするものであります。

3目水産業協同組合指導費は704万円の減額で、漁業近代化資金利子補給等の事業費の確定によるものであります。

4目漁業調整委員会費の467万1,000円の減額と、160ページに参りまして、5目漁業

調整費の1,092万4,000円の減額、それから6目漁業取締費の138万9,000円の増額は、人件費、事務費など管理運営に要する経費の確定によるものであります。

7目水産技術センター費の2,291万3,000円の減額は、人件費、事務費など管理運営に要する経費や、国や独立行政法人等から委託を受けて行う試験研究費の確定等によるものであります。

161ページに参りまして、8目内水面水産技術センター費の1,165万4,000円の減額は、電灯改修工費や人件費など管理運営に要する経費の確定によるものであります。

162ページに参ります。9目漁港管理費は7,056万円の減額で、漁港の維持管理等に要する経費の確定によるものであります。

10目漁港漁場整備費は8億2,868万2,000円の増額で、その主なものは説明欄の上から二つ目、水産生産基盤整備事業費や、二つ下の水産物供給基盤機能保全事業費等で、国の補正予算に対応し、防波堤及び護岸等の整備や、漁港施設の機能保全工事の実施に要する経費を増額しようとするものであり、その他の事業につきましても国庫補助金の交付決定等により所要の整備をしようとするものであります。

次に、209ページをお開き願います。11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費であります。1目農地及び農業用施設災害復旧費の7億7,276万円の減額、2目林道災害復旧費の1億5,099万7,000円の減額、それから3目治山災害復旧費の3,408万1,000円の減額は、それぞれ災害復旧事業等の確定等によるものであります。

210ページに参りまして、4目漁業用施設災害復旧費の2,036万円の減額、それから5目漁港災害復旧費の2億411万円の減額につきましても、災害復旧事業等の確定によるものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。議案（その4）の冊子にお戻りいただき、11ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正の追加の表中、当部の所管は13ページから17ページまでの6款農林水産業費のうち201億6,001万4,000円と、21ページの11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費の6,121万8,000円、これを合わせまして202億2,123万2,000円を翌年度に繰越ししようとするものであります。これは、国の補正によるもののほか、計画調整などに不測の日数を要したため、年度内の完了が困難になったことなどによるものであります。

次に、債務負担行為について御説明を申し上げます。同じく議案（その4）の24ページをお開き願います。2、変更の表であります。当部所管に係るものは事項欄1の農業経営負担軽減支援資金の融通に伴う利子補給でありまして、農業者の企業債務の金利負担を軽減するため、融資総額の限度額を変更しようとするものであります。

続きまして、特別会計の補正予算について御説明を申し上げます。31ページをお開き願います。議案第44号令和3年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ1億390万3,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ37億3,745万9,000円とするものであり、事業費の確定等に伴い、補正しようとするもので

あります。

次に、34 ページをお開き願います。第2表繰越明許費であります。これは県有林事業特別会計の県行造林造成事業と公営林造成事業をそれぞれ翌年度に繰り越ししようとするものであります。

次に、35 ページをお開き願います。議案第45号令和3年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ1,556万7,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ7億9,588万3,000円とするものであり、貸付金及び償還金の確定等に伴い、補正しようとするものであります。

次に、38 ページをお開き願います。議案第46号令和3年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ18万7,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ10億652万円とするものであり、資金の運用益の確定等に伴い、補正しようとするものであります。

次に、予算以外の議案について御説明を申し上げます。73 ページをお開き願います。議案第57号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これは経営体育成基盤整備事業ほか4事業の農業関係の建設事業に要する経費の額の変更に伴い、受益市町村の負担金の額を変更しようとするものであります。

次に、78 ページをお開き願います。議案第58号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これは水産生産基盤整備事業ほか2事業の建設事業に要する経費の額の変更に伴い、受益市町、市、町の負担金の額を変更しようとするものであります。

以上で、予算関係議案についての説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○千葉盛副委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○郷右近浩委員 今回の補正予算については、事業が確定したことによる整理と認識しておりますけれども、その中で不用額が出ている部分が多々見られます。米を取り巻く環境であったり、水田を取り巻く環境についてどうしていくかという岐路に立っている中で、県としても水田の活用などに対して意を用いてさらに進め、米の生産であったり、さらには野菜の生産に振り向けていくのであれば、そうしたことをしっかりと取り組んでいかなければならないという思いであります。国が今進めている方向が果たしていいかどうかというのはお伺いさせていただきたいと思っておりますが、今回の補正予算については、それぞれの予算の不用額の部分でもう少ししっかりと取り組んでいただければよかったです。なぜ不用額が出たか、取り組めなかったか、進められなかったかという部分があります。例えば水田フル活用農業高度化プロジェクトであったり、また林業の部分でも林業成長産業化総合対策事業費補助の不用額について、それぞれの産業の部分を伸ばしていくために、よりしっかりと使っていただきたいという思いから、今回不用額が出たことに対してどの

ような考え方を持っているのか、そしてこれをどうつなげていこうとされているのかをお伺いします。

○大畑副部長兼農林水産企画室長 郷右近浩委員から御指摘がありましたとおり、予算につきましては、きちっとした積算のもとで必要経費を算定するのが原則です。今回の2月補正予算につきまして、一般財源につきましては給与費等の減額がありましたこと、それから事務費等の節減に努めたことで減額をしている部分がおおむねを占めております。

一方で、御指摘のありました水田フル活用農業高度化プロジェクトでありますとか、林業成長産業化総合対策事業費補助につきましては、国庫補助事業を活用して農業関係の施設整備であったり、林業関係の施設整備を行おうということで、令和3年度の当初予算に計上していたものでありますけれども、事業実施者からの要望の取り下げであったり、あるいは令和2年度の2月補正予算に国の経済対策に係る補正予算を計上して前倒しして実施したということで、今回、令和3年度の予算から減額するものが大半を占めております。

いずれにつきましても、冒頭で申し上げましたとおり、予算につきましては必要経費をきちっと見積もった上で必要額を計上することが原則ですので、我々といたしましてもそれにさらに留意しながら、予算計上について取り組んでいきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○郷右近浩委員 今回の補正でも減額が多くなっていますが、どちらかという、県がこうやって前に進めたい、しっかりとやっていきたいという部分については減額補正ではなくて、思い切って進めていくような方向性を出してもいいのではないかと思っているものであります。

不用額が膨れ上がると小さくまとまってしまったような感じがするので、やり過ぎましたというぐらいのものを、令和3年度を受けて令和4年度につなげていただければと思うところであります。

○ハクセル美穂子委員 強い農業づくり交付金、それから水田フル活用農業高度化プロジェクト事業費の中の強い農業づくり交付金、これは7億円とか5億円の減額になっているということで、先ほど大畑副部長から国の補正による前倒し実施と、事業実施者から取り下げがあったと御説明をいただきました。国の補正による前倒しについては、前倒しでやっているのだから余った分はまた次の事業に回っていくのだろうと認識していますけれども、事業実施者からの取り下げの原因と、その原因を分析した結果、県の支援策としてどういったことをしていくべきかが見えてきたのではないかと思います、その点についてどのようにお考えかお聞かせください。

○佐々木農産園芸課総括課長 今回の補正は強い農業づくり交付金、水田フル活用農業高度化プロジェクト事業費の関係の機械、施設等の整備についての減額が主なものです。

原因といたしましては、大畑副部長が御答弁申し上げましたとおり、令和2年度の経済補正での前倒しと、事業実施主体が計画を見直した中での取り下げなどです。これは市町村を通じて事業実施主体に交付する流れですけれども、事業計画をつくっていく上で、県

としましては市町村あるいは事業実施主体と、事業計画等の費用対効果でありますとか、目標などを打ち合わせしていくわけですけれども、投資の関係がありますので、社会情勢等もあろうかと思えますし、もう1年待って事業計画を磨き上げて、確実に採択されるような線まで持っていくという意向等が働いたりします。県といたしましては事業実施主体の意向を踏まえまして、必要な助言等、また計画づくりに対しまして情報提供等をしながら、取り下げなどはないように進めたいと思っていますところ。

○**ハクセル美穂子委員** 今投資をするべきかどうかという計画を事業実施主体の方々が考えて、まだ抑えておいて後でやろうと思っているということです。原因としては、新型コロナウイルス感染症でこの2年間のうちに経済情勢ががらりと変わったためなのか、それとも事業実施主体の方々が高齢化しているのか、次まで投資していけるかというところの見直しなのか、それともまた別の要因なのかという分析を県でされているのかをお聞きしたいと思います。

○**佐々木農産園芸課総括課長** 取り下げに至った経緯ですけれども、事業実施主体によりまして、さまざま事情があるということです。新型コロナウイルス感染症という直接的な部分では把握しておりませんが、将来の投資の部分でそれぞれの経営体なり、事業実施主体の判断といった部分ではないかと思っていますところ。

○**ハクセル美穂子委員** 強い農業づくり交付金、水田を野菜に転換したり大規模で経営していくという方々に対しての支援で、やはり何か困難さがあるのではないかと思つてこの質問をいたしました。その困難さをきちんと市町村の方々とも一緒になって、次に進めていけないポイントはどこなのかと、そのポイントに対しての支援策を私たちがやっっていかなければならないと思うので、そこを探求していかなければならないのではないのでしょうか。それに対して、できないから地域でもう一回話し合ってくださいと言っても多分なかなか進まなくて、それが地域にとってのリーディングになるような経営体の方々が育たない原因になっていないか、そこを私たちは下支えしていかなければならない部分だと思っています。減額になるのが悪いというわけではなくて、そういう事情が多分あって、そうであれば、それに対してどういった支援をして、減額にならないでやってあげられる方法は何かということと一緒に考えていかななくてはいけません。それぐらい人口減少も進んでいますし、高齢化も進んでいるので、ぜひともその辺のところを、市町村と事業実施主体の方々と、あと県内全体に同じような例があるのであれば、そこにてこ入れしていかなければならないと思うので、ぜひそういうところを分析して、今後の施策に反映していただければと思つて質問しました。では最後に、今後のことについてお聞きします。

○**藤代農政担当技監兼県産米戦略室長** ハクセル美穂子委員御指摘のとおり、中身をもう少し詳しく見ますと、水田フル活用農業高度化プロジェクト事業費はどちらかというところと経済対策の前倒しによる減額です。強い農業づくり交付金はポイント制で、最近国の採択基準が上がっていることもあるので、ポイントをどうやって取っていくかの議論もまだ十分できていなかったところは我々も入ってしっかり議論を積んで、ポイントを加算できるよ

うにしたいと思います。億を超える投資になりますので、事業計画をしっかりと詰めておかないと将来非常に経営的に不安定になる要素もありますので、そのところで投資時期が今なのかという経営判断があり、一旦手を挙げたものの見合わせたというような例も今回ありました。そこについては十分将来を見越して、そういった投資が可能になるような経営を県でも助言しながら、積極的にこういった事業も活用してもらって、経営力を高めた経営体に育ててほしいですし、そういったことを県でも応援していきたいと考えているところであります。

○佐藤農林水産部長 補正予算の関係の減額等でいろいろ御意見、御質問いただいております。当初予算を計上する際に、県は市町村、事業実施主体から要望を取りまして、それを必要額として計上するわけですが、多少積算の詰めが甘いとか、いろいろ厳しそうな内容であっても、その時点で当初予算からはじくことはしておりません。その年度にやりたいという気持ちがあるのであれば、やはりそれを応援すべきですので、厳しい予算の状況ではありますけれども、当初予算には一生懸命頑張って計上しようというスタンスでおります。

国庫の申請とか、その途中でいろいろな手続があるわけですが、いろいろな事業計画が出された中で何とか採択し、事業をやれるように、あるいはそういう事業が前に進むようにということで、事業実施主体や市町村と相談しながら、事業も練って進めています。結果として今年度の事業として国庫に採択にならなかったとか、あるいは事業実施主体のほうで事業計画を詰め切れなくて予算が取れない、申請が正式にできないということはまあります。

補正予算の関係は、例えば6月、9月、12月とありますので、その時点で事業採択にならなかったものはどんどん補正をして、減額して整理をしていくというやり方もありますけれども、年度途中で当初予算の時点で予定のなかった方からこの事業がやりたいなどの希望が出てくることもありますので、なるべくそういう道を残しながら、予算計上したものを年度内でどういった形で使えるか考えながら常にやっております。

公共事業などでは当初予算で採択にならなくても、国の全体の予算の関係で途中から、岩手県さんこの事業どうでしょうかということで、配分をいただくこともあります。その時点で、例えば9月とかに減額をしてしまうと歳出予算がないわけですから、配分を受けられず使えないということもありますので、農林水産業の予算をどう効率的に使おうか考えながら常に事業を進めておりますが、結果として2月は予算の最終の整理の時期となりますので、全体を整理すると、やはり今年度一生懸命いろいろなことをやったのだけれども、使えなかったということで、減額がどうしても多くなるという事情はあります。ただ、確かに減額だけが多く並びますので、何をやっていただくと、事業は全く進まないのではないかという御批判はそのとおりだと思いますけれども、そういう事情も考慮いただきまして、常に農林漁業者の方がいかに生産性、収益を上げられるかを考えながら予算執行をしておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○ハクセル美穂子委員 減額をだめだと言っているわけではなくて、減額した要因がきちんと分析されていて、次の年にきちんとその分についてフォローがあった上で予算として計上されているのであれば、それでよろしいと思うのだけれども、減額になっている部分の中に、私たちが一緒に考えていかななくてはいけない部分があるのだろうと思っております。

米も米価がかなり影響していると思いますし、投資するので、どうやってお金を払っていくかということも考えると思うのです。まずお金を払っていかなければならないので、売り上げとか利益の部分もあると思いますが、県を俯瞰して見ている県職員の方々であれば、当事者の方にはわからない部分での改善するポイントがわかったりすると思います。今までもやっていらっしゃると思うのですが、そういったところを事業実施主体の方々、市町村の方々も含めて、さらによくするための連携を高めていっていただきたいという意味での質問でしたので、よろしく申し上げます。

○高田一郎委員 畜産振興費の中で、今回新規事業として食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業費補助が10億5,111万円が計上されており、大変大きな予算になっております。畜産物処理加工業者に定額補助するという内容ですので、事業内容について少し詳細に説明していただきたいと思います。

○似内流通課総括課長 事業内容について御説明させていただきます。

この事業は、国の令和3年度補正予算を活用いたしまして、畜産物の一層の輸出拡大を図るため、輸出先国の高度な衛生基準やニーズに対応した畜産物の処理加工施設の整備に要する経費を支援するものであります。具体的な事業の実施主体として今予定しておりますのが、一関市で鶏肉の生産、処理、販売等を行っております株式会社オヤマです。

○高田一郎委員 株式会社オヤマは私の地元である一関市の企業ですが、独自の飼料を開発するなどの加工技術で大変消費者に喜ばれておりました、輸出戦略を一層頑張っていたきたいという思いでお聞きします。一つは処理能力が現在の施設は日量3万3,000羽と聞いておりますが、おそらく輸出戦略ということで処理能力もふえていくかと思っておりますけれども、その辺は具体的にどのようにするのでしょうか。

そして、鶏肉の輸出動向は全体として鈍化していると聞いています。日本の鶏肉の輸出が鈍化している中で、かなりの設備投資をして大丈夫かと心配をしております。鶏肉の輸出動向を見ると、今までの輸出国は香港、カンボジア、ベトナムがほとんどです。今度新たにシンガポールもと聞いており、新たな開拓だと思っておりますけれども、市場動向はどのようなになっているのかをお伺いしたいと思います。

○似内流通課総括課長 まず、処理能力のお話です。高田一郎委員からお話がありましたとおり、現在は1日3万3,000羽処理するということですが、新施設の稼働後は1日8万羽を処理すると聞いているところであります。

輸出動向について、岩手県の鶏肉の輸出の関係ですけれども、我々の確認しているところだと、取り組んでいる事業者は3事業者ほどでして、数百万羽あるいは数千万羽とい

うところで、主な輸出先は香港やベトナムという状況です。

株式会社オヤマで取り組んでいる実績としては香港ですけれども、シンガポール、ベトナムのほうにもニーズがあるということで、今回国の事業を活用して取り組みを進めるといふことでもあります。県としても、鶏肉の輸出の関係の事業者を積極的に支援していきたいということで、今回補正予算として盛り込んだところです。

○高田一郎委員 大体わかりました。牛肉関係は新型コロナウイルス感染症の関係でいろいろ影響を受けていると思います。恐らく新しい施設は今の2.5倍ぐらいの処理能力で、全部が輸出用ではないと思いますけれども、チキン産業が鳥インフルエンザの関係で何か影響あるのかどうかも心配ですが、県としてはどのように把握されているのでしょうか。

また、10億円の投資でありますから、成功するように県としても側面からしっかりと支援をしていただきたいと思います。

○似内流通課総括課長 今回鳥インフルエンザの影響ということで、養鶏事業者あるいは事業者団体に聞き取りを行っております。2月15日から17日に聞き取りしましたけれども、現時点では国内の流通の影響はあまりないというところです。

また、株式会社オヤマの関係ですけれども、売り上げの関係で輸出の占める割合は現時点では1%以下ということで、経営状況も財務諸表等で確認しておりますけれども、繰越剰余金等も有しておりますし、強固な経営基盤があると考えておりますので、県といたしましてもその状況を見ながら、必要な支援を行っていきます。

○上原康樹委員 林業振興指導費の中の森林クラウドシステム整備事業費ですが、少し減額されています。この森林クラウドシステムの整備というのは、非常に広大な森林を抱えている岩手県にとって、膨大な現地の状況のデータを広く共有できる可能性を秘めた事業だと思います。こういう事業は、みんなが可能性を感じたときには予算がふえていくものだと思っておりましたが、この事業はふえていません。一時的な事情があるにせよ、どうしたのだろうと思いました。この森林クラウドシステム整備事業費は、今実際にこの仕事に携わっているプロフェッショナルの皆さんから見て、弾みがついてどんどん進めようとしているのか、現場から必要とされて要求が出ているのか、なぜここで足踏みをするような状況が見られるのか、御説明いただきたいと思います。

○鈴木森林整備課総括課長 森林クラウドシステム整備事業についてですが、今回159万9,000円ほど減額しております。この事業は、大きく二つから成ります。森林クラウドを構成する衛星画像のデータを業者に整備してもらうのが一つと、二つ目は地番ごとの森林情報整備、国土調査などの情報を業者に整備してもらうもので、どちらも県の発注事業です。この二つ目の地域別森林情報整備が入札によって150万円ほど減額になったものですので、入札残ということで不用額とさせていただくという内容です。

○大畑副部長兼農林水産企画室長 若干補足をさせていただきます。森林クラウドシステム整備事業につきましては債務負担行為をしております、令和4年度までの2カ年事業として予算を計上することにしております。令和4年度予算におきましても1億1,000万

円余を計上しております。ですので、令和4年度まで時間をかけて、お金をかけて整備をして、令和5年度からの供用開始を目指して整備を進めておりますので、その点御理解をいただければと思います。

○**上原康樹委員** 業者の方の話も出ましたし、非常に裾野の広いプロジェクトだと思いました。広く連携し合いながら進めていただきたいと思います。

○**千葉盛副委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**千葉盛副委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**千葉盛副委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**千葉盛副委員長** 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第66号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**西島技術参事兼森林保全課総括課長** 議案第66号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて御説明を申し上げます。

議案は、議案書（その5）の6ページにありますが、内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明を申し上げます。1ページをごらんいただきたいと思います。1の提案の趣旨ですが、令和4年1月12日午後12時10分ころ、九戸郡洋野町種市地内で、県有防潮林川尻事業区内に存する立木が倒れ、隣接する道路を走行中の自動車に衝突したことにより当該車両が破損したことから、損害賠償事件に係る和解をし、及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについて議会の議決を求めるものであります。

2の損害賠償及び和解の相手方は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇氏で、3の損害賠償の額は20万4,589円であります。

4の和解の内容ですけれども、当事者は共に将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないこととするものであります。

事故の状況についてですけれども、お手元の資料の2ページをごらんいただきたいと思います。2ページの上の写真のとおり、緑色の位置に立っておりました県有防潮林のクロマツが強風のために倒れ、隣接する道路を黄色の矢印の方向、階上方向に走行中の自動車に衝突したもので、被害の程度は下の写真のとおりであり、自動車の屋根の2カ所に傷、

へこみが生じたものでございます。

今後の対応についてですけれども、木の傾き具合や枝の状況等を調査いたしまして、倒木等の危険性がある箇所が発見された場合には伐倒等の措置を講じ、速やかに危険箇所の解消に努め、県有防潮林の設置目的に沿うよう機能の保全を図っていくこととしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。このたびは大変申し訳ございませんでした。

○千葉盛副委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛副委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛副委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛副委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から本県における高病原性鳥インフルエンザの発生及び防疫対応について発言を求められておりますので、これを許します。

○長谷川振興・衛生課長 本県における高病原性鳥インフルエンザの発生及び本県の防疫対応について御説明いたします。

お手元に配付のA4版の資料をごらん願います。1の発生の概要についてですが、農場所在地は久慈市で、肉用鶏約4万2,000羽を飼養していました。2月11日、農場から県北家畜保健衛生所に鳥インフルエンザを疑う異常鶏の発生について報告があり、簡易検査を実施した結果、陽性を確認しました。翌12日10時、中央家畜保健衛生所が遺伝子検査を実施した結果、再度陽性を確認し、国において疑似患畜であることを確認しました。16日16時、遺伝子検査等の結果から、国において高病原性鳥インフルエンザのH5N1亜型の患畜であることを確認しました。

2の本県の防疫対応等、(1)の経過についてですが、12日の10時に岩手県高病原性鳥インフルエンザ対策本部を設置、発生農場で殺処分等の防疫措置を開始しました。また、発生農場から半径3キロメートルの区域を農場から鶏などの移動を禁止する移動制限区域に指定、半径3から10キロメートルの区域を区域外に鶏などを持ち出すことを禁止する搬出制限区域に指定しました。さらに、県内の国道45号などに畜産関係車両等の消毒を実施する消毒ポイントを6カ所設置しました。同日13時には埋却地の掘削を開始し、19時10

分に完了しています。

13日7時10分には、発生農場の鶏4万1,471羽の殺処分を完了。8時30分に殺処分した鶏などを埋却地へ搬出開始。

翌14日10時に搬出を完了しました。また、同日12時には農場内の清掃、消毒を完了。15時45分には殺処分した鶏などの埋却を完了し、発生農場の防疫措置が完了しました。防疫措置には、県職員のほか建設業協会関係職員等が従事し、また消毒ポイントの運営にも県職員が従事しております。

25日には移動制限区域内の発生農場以外の1農場で清浄性確認検査のための採材を行い、3月1日に陰性であることが確認されたことから、同日16時に搬出制限区域を解除し、3カ所の消毒ポイントを廃止しました。

資料の3ページをごらんください。2月12日に設置した消毒ポイント6カ所のうち、廃止した消毒ポイントは北より2番、6番、5番になります。

資料の2ページにお戻りください。(2)の農林水産省との連携について、2月11日から12日にかけて、農林水産省からリエゾン職員を派遣していただき、県との連携調整を行っていただきました。また、12日には知事と農林水産副大臣とのウェブ会談を実施、緊密な連携と殺処分等が行われた生産者への経営支援について要望しております。さらに、国の疫学調査チームが発生農場に立入りし、発生原因の調査を実施しております。

3の今後の対応についてですが、発生農場での防疫措置完了後21日以上が経過した3月8日には、国と協議の上、半径3キロメートルの移動制限区域を解除し、残りの消毒ポイント3カ所廃止する予定で、これをもって今回の発生に係る防疫措置を全て完了することとなります。

なお、今回の高病原性鳥インフルエンザの発生により損失を被った発生農場等への支援につきましては、国において殺処分された鶏に対する手当金の交付、鶏の移動等の制限による売り上げ減少等に対する助成、利子補給のある資金制度などの支援対策が講じられており、こうした国の制度を活用した経営支援について手続や相談対応を進めてまいります。

また、4ページ目、5ページ目には参考として今回の防疫措置の写真を掲載しています。4ページ目は農場における防疫作業、5ページ目は埋却地における防疫作業です。

以上で説明を終わります。

○千葉盛副委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○郷右近浩委員 何点か質問させていただきたいと思います。鳥インフルエンザの発生につきましては、迅速な対応でしっかりと抑え込めたことに敬意を表するところでありますが、別の部分で質問させていただきたいと思います。

県産米の販売戦略ということで通告させていただいておりました。ただ、この点につきましてはきょうの朝刊によると、きのう発表された食味ランキングの中で県南地区のひとつめぼれがA'ということで、非常に残念な結果が示されたわけでありまして。この分析についてはこれからになってこようかと思いますが、私自身もいろいろな形で令和3年産米を

食べさせていただいてきた中で、そんなに悪いかなというのが正直な気持ちです。一昨年のときは多少どうだろうというような感じがありましたが、令和3年産米についてはそのような感覚はなかったのですが、その辺について現状でどのようにお考えになられているのかお伺いしたいと思います。

○佐藤県産米戦略監 食味ランキングのお話がありました。銀河のしずくが特Aを4年連続取ったという部分につきましては、非常に喜ばしいことだと思います。ただ、郷右近浩委員御指摘のとおり、県南地区のひとめぼれがA'になりましたが、実は令和元年産、令和2年産と連続特AではなくAという評価を得ておりましたので、3年目の令和3年産につきましては県だけではなく、関係団体、関係機関と一体となって、特Aを奪還するのだということで、サンプル米の調整以前の栽培管理からいろいろと吟味をしながら取り組んでまいりました。そして、サンプル米につきましても例年より多くいただいて、食味の機械による研さんや関係機関みんなで食味官能試験を行いまして、自信を持って特Aを奪還するつもりで出したサンプル米がこのような結果になり非常にショックを受けているところは事実です。日本穀物検定協会からはその要因について説明いただいておりますが、その理由について聞きたいということで、強く意見を求めているところです。

○郷右近浩委員 私もショックでした。今回は県当局、さらには農業関係者の皆さんが、管理から普及を含めて一生懸命やっている姿を拝見してきた1年間の中で、がくっときたという思いが強かったものですから、質問の冒頭で、本来であれば銀河のしずくが連続で特Aということから入るべきでしたけれども、残念な思いのほうが強くて、だめなほうから入ってしまいまして申し訳ありませんでした。ぜひ要因を分析をした上で、また特Aに返り咲けるように、しっかりとした評価をいただけるように取り組んでいただきたいと思います。

そうした中で、銀河のしずくに関してはこれまでもしっかりと評価をいただく中で、さらには生産も拡大していったという中で、きのうの一般質問においても県産米のファンの拡大の部分については、銀河のしずくの生産拡大などもやっているという部分が示されたわけでありまして。またその販路拡大についても中国への県産米の輸出拡大であったり、首都圏の販売促進キャンペーンの実施、そして最近は大手中コンビニエンスストアと連携した消費拡大等が示されたわけでありまして。

米の需要が大分停滞している中で、9月補正予算では県産米のPRということで、農家を助けるというか、岩手県の米をしっかりとPRしていく活動をやられてきたと認識しておりますけれども、キャンペーンの成果や、それがどのような形で出ているのか、またそれをどのようにつなげていこうとされているのか、お伺いしたいと思います。

○佐藤県産米戦略監 郷右近浩委員御指摘のとおり、9月補正予算で約30万人弱の方に銀河のしずく、金色の風をサンプル米として配布することとしました。サンプル米にはインターネットショップに直接つながるQRコードのパンフレットを入れまして、約70%以上の配布を終えたところです。

その成果等につきましてですが、一緒に入れておりましたバーチャル百貨店、インターネット通販の状況を確認しましたところ、配布前と比較しまして1月が大体4倍、2月が5倍ほど、銀河のしずく、金色の風の売上げがふえているという評価が出ておりました。やはり県産米は食べていただければおいしくて、こういう評価をいただけるということで、県産米を知っていただく、食べていただくといったことを令和4年産につきましても続けていきたいと思っております。

○郷右近浩委員 本当に食べていただければということだと思います。今回大手コンビニエンスストア等と連携した消費拡大であります。先ほどのキャンペーンなどでいろいろな方に岩手県産米を知っていただいて、興味を持っていただく中で、さらにコンビニエンスストア等で使っていただいて、岩手県の米が手軽に食べられる環境を与える、それが循環というか、いい相乗効果を生んでくるものと思っております。これまでも、岩手県産ひとめぼれを使って提供していただいているコンビニエンスストアのおにぎりを、非常においしく食べていました。今回大手コンビニエンスストアと連携した消費拡大について、どのような形で展開するのでしょうか。例えばつや姫や魚沼産コシヒカリなど、パッケージに明記されていておにぎり自体が県産米の宣伝になってくれるような、そうしたところまで進める計画なのか、そのような考え方でいらっしゃるのでしょうか。

○藤代農政担当技監兼県産米戦略室長 今回北東北3県のコンビニエンスストアの360店舗ほどで、銀河のしずくを明記したおにぎりを販売する取り組みをしていただいております。これについては、県の関係職員が何度もコンビニエンスストアの会社に足を運びまして、断られ続けていたものを売り込みといいますか、活用をお願いして、ようやく実現したものです。その中で食べていただいて、銀河のしずくのおいしさをその会社の方に認識していただいて、おにぎりにそれを表示することになりました。スタート時期は3月中旬と聞いていますけれども、6種類ぐらいのおにぎりを品がわりで1年ぐらい展開していただけるということで、そういった形で岩手県の銀河のしずく、あるいは岩手県のお米が消費者の方の目に入るといった宣伝効果も高いのではないかと非常に期待しているものです。こういった努力も引き続き広がるようにやっていきたいと思っております。

○郷右近浩委員 先ほどお話ししましたとおり、地元のコンビニエンスストアで県産米を使っているおにぎりを好きで買っています。本当においしいのだけれども、これが県産米なのか誰も知らなくて、知り合いにこのおにぎりは県産米だからやっぱりおいしいねと話しています。やはりラベルに書いていることで宣伝効果が生まれると思いますし、それによって県産米のおいしさが広まって、理解してもらえるものだと思います。そうした中での米の販路拡大、そして評価をさらに高くしていくことによって、ひとめぼれ自体がおいしいお米ですけれども、岩手県の米ではないという感覚もありながら、銀河のしずく、金色の風とで、岩手県の米としてさらにPRできるような形になっていくと、岩手県の米の未来をつくっていけるのではないかと考えているところであります。

いわてのお米ブランド化生産・販売戦略ビジョンの資料をいただきましたけれども、こ

の中に金色の風、そして銀河のしずくの生産拡大となっていますけれども、金色の風は戦略上、ある程度分までしか作らないということで、それほどふやすという形ではないのでしょうか。評価はすごく高く、全国で2位というような評価もいただいているという中で、これはこれとしてそのままいくということで、実質的には銀河のしずくを拡大していくという戦略がベースにあるのか、お伺いしたいと思います。

○佐藤県産米戦略監 郷右近浩委員御指摘のとおり、銀河のしずくにつきましては業務用も含めこれから拡大していく構想ですし、金色の風につきましては高価格帯を保っているということもありますので、ある程度一定の量をベースに生産していきたいと考えております。

○郷右近浩委員 毎年生産者から金色の風を10キログラムだけもらいます。それが2軒あるのですけれども、なかなか生産者も自分たちが食べるところまで回らないなということで、うれしい悲鳴をあげている金色の風でありますので、その金と銀をうまく使い分けながら、岩手県の米のPRをしていくことによって、今国が農政をどのように持っているのか、その中で本当に強い岩手県の農業をつくっていけると思います。あわせて、食料基地岩手としては、そうした背景をしっかりとつくっていく中で、日本全体としての食料自給率が果たして何かの際にこれでいけるのか。このコロナ禍で、さまざま流通などがとまっている中で、例えば漁業において漁に出る現場においても、さまざま大変な状況はあると聞いていますし、それは出先の販路の部分も同様で、お寿司屋さんでもあまり仕入れができないそうです。では、どう仕入れて、どうすればいいのかということや、スーパーマーケットは好調という話ではありますけれども、そうした部分の展開をどのようにしていくかということの中で、有事の際には国としての食料自給率を何とかしっかりと持っていかなければなりません。

食料基地岩手としては、それをしっかり支えるような体制を取っていかなければなりません。岩手県自体は食料自給率は100%を超えているし、カロリーベースでも超えている中ではあっても、しっかりと日本の食料を支えていくといった感覚が必要だと思いますが、何かお考え等あれば聞きたいと思います。

○鈴木企画課長 食料自給率のお話がありました。国の食料自給率は、令和2年度でカロリーベースで37%、生産額ベースで67%となっております。郷右近浩委員が今お話しになりましたが、岩手県につきましては令和元年度が最新の数字となっておりますけれども、カロリーベースで107%、生産額で199%ということで、全国でも5位、6位くらいの食料自給率となっております。

お話にありました食料安全保障という観点ですけれども、国としては食料・農業・農村基本計画において、食料自給率の向上に向けて国内農業の生産基盤の強化、消費者と食と農のつながり等の深化を掲げており、政策として国内の農業生産の増大を図り、輸入の拒絶等の不測の事態が生じた場合にあっては、国民が必要とする食料の供給確保を図ることが必要という考え方となっております。

県としましても、いわて県民計画（2019～2028）に基づきまして、農産物の生産拡大、生産基盤の着実な整備、地産地消による農林水産物の消費拡大等の取り組みを進めているところであり、本県が食料供給基地としての役割をしっかりと担っていけるよう、農林水産業の持続的な発展を支援するよう取り組んでいくという考えに立っております。

○郷右近浩委員 全てはつながっていて、フランスやアメリカのように食料自給率を高くして、国としてしっかり守っていくと。そのためにも戸別所得補償制度なりでしっかりと支えていく体制をつくるのは必要だと思いますし、国の農政が転換期を迎えている中で、県としてしっかり守るべきは守っていく必要があります。これは、水田活用の直接支払交付金などについても、国に対して言うべきことは言いながらです。あわせて、今の事象とさらに未来を見据えながら、米であり、野菜であり、県としてのビジョンをしっかりと持ち、その中で国の政策転換等にも負けないすばらしいものを岩手県から発信する体制を取っていただきたいと思います。これは、今回の補正予算で減額になるような形ではなくて、しっかりと使えるだけ使って、その体制を何度でもつくっていというように形にぜひ進めていっていただきたいと思うわけですが、それに対して御所見があればいただきたいと思います。

○佐藤農林水産部長 郷右近浩委員から食料自給率の話、それから本県のビジョンのお話をいただきました。農林水産部は生産者の所得、収益向上を第一の目標として掲げております。

国の農政の変換等もありますけれども、基本は生産者が所得をしっかりと確保して、意欲を持って営農活動、生産活動に取り組めることだと思っております。今そのベースになっておりますのがいわて県民計画（2019～2028）ですので、三つの柱プラス農山漁村の活性化をベースに、これからもいろいろ取り組みを進めてまいりたいと思っております。国に対しても現場の実情、あるいはこういうところを少し工夫してほしいとか、県とすればこういうスタンスのところをもっと強化してほしいということは、毎年政府予算要望の機会もありますので、そういった機会を捉えながら、言うべきことは言うということで、本県農林水産業の一層の発展、持続的な発展に向けた取り組みを進めてまいりたいと思っております。

○郷右近浩委員 県がそうしたことで先立って、そして市町村と常にやり取りしながら進めていただいているというのは拝見させていただいております。そうした中で、岩手県の農業をしっかりと守り、それが生産者の利益になることは大事でありますし、また生産者がしっかりとやりがいを持って作っていただくことが、岩手県の産地としての価値を上げていくといった循環になると思いますので、ぜひともしっかりとやっていただければと思います。

○ハクセル美穂子委員 鳥インフルエンザの対応について説明をいただきましたので、その関係についてお聞きします。

2月14日月曜日の措置の内容に、従事者数県職員延べ782人、あと建設業協会の関係者

の方々の協力もいただいて殺処分の埋却を完了したと書かれておりますが、岩手県建設業協会盛岡支部の方々との懇談会の中でも話題に上りまして、本当にありがたかったということをごちらのほうからもお話をしたという経緯もありました。建設業界の方々にも御苦労いただいたのですが、農林水産部の職員の方々だけで対応されて782人だったのか、他の部署にも御協力をお願いした経緯があるのかをお聞きしたいと思います。

○**長谷川振興・衛生課長** 今回の防疫措置、防疫対応に当たりましては、県では事前に高病原性鳥インフルエンザなどの病気が発生したことを想定して、防疫作業の支援班を事前に指名しておく制度があります。これは農林水産部だけではなく、他の部局も合わせて630名を事前に指名して対応するというので、全庁的に見れば農林水産部の職員が多いので、農林水産部の職員が対応していると見られがちですけれども、しっかりと他部局からも御協力いただいていますし、事前に指名した630名だけではなく、新型コロナウイルス感染症の関係もあってなかなか人が出せないという部署については、ほかの事前に指名されていない職員にも対応していただいて防疫措置を行いました。

○**ハクセル美穂子委員** 建設業協会関係の方から、現場で埋設に対応した職員の方々が残業時間が多くて大変だったというお話を聞いて、そのあたりは多分他部局の方が対応されたのではないか思っていたのですが、いかがですか。

○**藤代農政担当技監兼県産米戦略室長** 埋却の際には私も現地を確認しました。基本的には建設業協会の方には重機で掘削とか、1トンぐらいある大きなフレコンバックを直径30メートルとか、深さ4メートルぐらいに掘った穴に入れるところをお手伝いしていただきました。全体のコントロールは家畜保健衛生所の獣医師が行い、そこに1班20名ぐらいの班を組んでいる県職員の応援スタッフ何班かが行って、副次的に人手がいる作業を手伝うという形で埋却作業は行われました。重機の作業はとて県職員はできませんけれども、全体として岩手県建設業協会の方のみではなく、県職員も応援に入りながら埋却作業を行いました。

○**ハクセル美穂子委員** 一部の部署の方に残業時間が偏ったという話を聞いていて、そうではなく、みんなで分担する形でやっていただければという話も聞いておりましたので、その点についてぜひ御配慮いただければと思います。また発生しないことを祈っていますけれども、何が起こるかわかりませんので、よろしく願いいたします。

では次に、これは代表質問で質問したいと思ったのですが、できなかつた部分なので、加えて畜産振興について質問させていただきます。岩手県の中山間地域、特に雫石町などでは、昔から畜産と水稲に野菜を混ぜた副業経営を行い、年間で収益を確保していくという形で農業経営に取り組んできた背景もあって、和牛とか酪農が今ちょっと弱くなってきていると感じていますので、強化策を進めてほしいと思っています。

畜産業自体は上がっていて、鶏と豚は上がっているけれども、牛はなかなか飼養頭数がふえていないという数字が出てきていますけれども、そんな中、しっかりと経営されている後継者の方がいらっしゃって、そういった方々が事業を継承して、今一生懸命やっ

らっしゃいます。そういう 30 代、20 代で事業継承されている方は今どきの方なので、SNS での情報とか、独自に北海道に研修に行ったりしてそちらにお友達がいたり、酪農の方とかでしょうが、海外の方とも牛の見方とか牛乳の改良とか、そういう話をどんどんしながら、新しい技術の情報も入れながら経営に取り組んでいらっしゃるのです。そういった方々の中から、岩手県の飼養の指導の仕方が少し古いのではないかという声もちらほら聞かれるようになってきました。農業改良普及センターなどの方々動きも含めですが、県でしか知らない情報をきちんと若い方々の経営に役立つような形で渡していくことが、これから重要になってくると思っていますが、その辺のところをこれからどのように取り組んでいかれるのかも含めて、お話を伺いたいと思います。

○小原農業普及技術課総括課長 若い人たちもふえておりますが、新しい技術の情報伝達についてという御質問だと思います。本県の農業が、若者や女性などの担い手が希望を持ち、魅力ある産業として持続的に発展していくためには、生産技術、経営管理に関する有益な情報を適時適切にお伝えすることが重要だと認識しております。

このため、県が今運営しております農作物技術情報サイト、いわてアグリベンチャーネットなどを通じて、農業者に対して作物の栽培管理や家畜の飼養管理の技術、試験研究や現地実習で得られた成果、あるいは県内産地の取り組みや若手農業者の活動事例、最新のスマート農業技術などの情報提供をさせていただいているところです。こうした情報をインターネットでお知らせするだけではなく、現地におります農業普及員などが地域の栽培指導会などを通じて、直接農業者にわかりやすく説明する取り組みをさせていただいているところです。

また、平成 30 年度から農業普及員がタブレット端末を活用し、現場で直接農業者のニーズ、あるいは現場の実態に即した情報を提供しながら課題解決の支援に取り組んでおりまして、今後とも農業者が求める有益な情報を迅速に提供していくとともに、その情報を農業者が経営向上に生かしていくことができるよう、身になるような取り組みを積極的に進めてまいりたいと考えております。

○ハクセル美穂子委員 タブレット端末も使っているということで、どんどん改良してやっていただいていると感じました。

情報を農業普及員が農業者の方にお渡しするというのは、もちろんこれからもやっていかなければならないことですが、以前、岩手県米穀園芸生産流通議員研究会でニュージーランドに行ってお話を聞いたときに、ニュージーランドの農業者の方は補助金はもう必要ないとおっしゃっていました。そのかわりに、農業者がきちんと経営できるよう、政府が責任を持って技術や品種を研究開発して農業者に渡してほしいとおっしゃっていました。そこが一番お金がかかる部分なので、農業者としてはいろいろ研究しながら、自分ではできない部分を行政がしっかりやってほしいということでした。補助金という形では要らないけれども、最も重要な、例えば酪農のミルクを中国に送るための加工技術とか、そういったことは国で責任を持ってやるという取り決めを 1980 年代にして、そこからそうやって

いるというお話を聞きました。県に農業系の技術センターなどもたくさんあって、そこで他県の情報も受けていると思うのです。その中でどれがベストなのか、これが最新だという情報も提供していただいて、さらにもっと素早く提供することを強化してほしいと言われました。例えば肥育の飼養の仕方と飼料がちよっと古く感じるという人がいたり、受精卵の使い方が他県に比べると保守的な部分があるのではないかといいことを言っている方もいましたし、本当に若い人たちは垣根がなく、どんどん情報を取っている分、そういう情報の中でも、もうちょっとこうしてほしいというところを言われたりします。では伝えますということで、今ここでお話ししていますが、せっかくいろいろなセンターがありますし、そういった技術の開発とか情報収集もしているのであれば、そういうものを農業普及員だけでなく、JAなどの方々と技術の情報の共有をしっかりといただいて、行政にしかできない部分だと思っておりますので、そこを強化していただきたいと思っておりますけれども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○小原農業普及技術課総括課長 情報の発信について、やや遅いのではないかというような御指摘かと思っております。農業改良普及センターあるいは農業研究センターが提供する情報や技術につきましては、試験研究等による一定の裏づけをされた内容が求められることから、そういった内容の提供には、申し訳ございませんが、一定の期間を要する場合があります。

そういったことも踏まえまして、確実な情報をタイムリーにお伝えできるような取り組みは、ハクセル美穂子委員御指摘のとおり必要だと認識しております。農業研究センターあるいは畜産研究センターでは、成果の取りまとめに関しましては、年に1回ではなくてタイムリーな情報提供をということで、情報を必要とする、あるいは使っただけの時期に出す努力はしておりますけれども、その情報発信について、まだ若い人たちがイメージするところに届いていない部分もあろうかと思っております。引き続き県からの情報発信につきましては、相互交流というのはなかなか難しいですので、こちら側からの発信ということをもう少し丁寧に行っていきたいと思っております。そのため、令和3年12月から情報提供のためのメーリングリスト、いわゆるメールマガジンをつくりまして、定期的な農業技術情報の提供に加えまして、災害対策などの緊急性の高い情報なども提供できるようにやっております。そういった中に新しい情報も組み入れて農業者の方々にお知らせできるよう努力してまいりたいと思っております。

○藤代農政担当技監兼県産米戦略室長 若干補足させていただきます。農業普及員にはいろいろな年代の職員がおりまして、情報収集をする技術力が高い若い方に対応できる者もいれば、まだまだ勉強途中の者もおります。熟練した者が対応できればいいのですが、いろいろな研修をやりながら農業普及員のレベルアップはやっています。農業者の方も若い職員が来たら育てるといような目線で、こういう情報が欲しいとか積極的に言っただけだと、若い職員の勉強の場にもなります。そういった形でコミュニケーションを十分に取ながら対応して、育てるといような視点も一緒に伝えていきたいと思っておりますので、

よろしくお願いたします。

○ハクセル美穂子委員 メールマガジンの発行と若い職員を育てる視点は農業者の方々にも伝えますけれども、今技術革新しているので、若い職員と若い農業者と意見交換をする場とか、どんなものを欲しているかの情報収集も、大きいデータでいつでも得られるようなシステムや仕組みもつくれる時代になっているので、ぜひそういった研究をして、発信とニーズの収集も積極的にやっていただきたいと思います。

若い農業者の方も本当に少なくなって、地域の中でも30代の方だと数えるぐらいですし、全県では人数が多いかもしれないけれども、昔に比べたらすごく少ないので、その中で頑張っている方々の意見を、どういう技術が欲しいかも含めて聞いていただければ、農業者の方々もどんどんお話ししてくれると思います。農業者の方々にはシャイな人が多いので、第一声は農業普及員の方々にやっていただく形もぜひ検討していただければと思いますし、そのことも農業者の方々に伝えたいと思いますので、最新の情報をいかに県内に広げていくかということを強化いただければと思います。よろしくお願いたします。

○高田一郎委員 みどりの食料システム戦略についてお聞きします。きのうも一般質問で議論になりましたけれども幾つか質問したいと思います。

新型コロナウイルス感染症のパンデミックを経験しましたし、また地球温暖化対策のために、人と環境に優しい農業に力強く取り組んでいかなければならないと思っています。国もそういう考えのもとに、2050年までに全農地の4分の1の100万ヘクタールを目指してやっていくという、基本的な方向はいいと思います。ただそこに向かうまでの取り組みとして、国のいろいろな資料とか予算を見ると、どうやって達成するかというと技術革新を進めようとしているようです。しかし、新しい技術革新の中身がなかなか見えてこない。やはり環境に優しいということを考えると、環境に優しい農業で頑張っている家族農業をどんどん大事にして、そういった取り組みと同時に直接応援するような戦略が必要なではないかと思っています。

みどりの食料システム戦略を進めていく上で、国の役割も明確にさせるような新しい法律をつくらうという動きもあります。ですから、現場で抱えている問題を国にどんどん発信していく取り組みが非常に大事ではないかと思っています。

そこで伺いたいのは、国が示したみどりの食料システム戦略を県としてどう評価をしているかということと、新年度予算にもそれなりの予算が措置されていますけれども、岩手県の農業政策の中で環境に優しい農業をどのように位置づけて取り組もうとしているのか、基本的なところをお伺いしたいと思います。

○小原農業普及技術課総括課長 みどりの食料システム戦略の評価と県の対応という御質問かと思っています。

まず、評価ですけれども、みどりの食料システム戦略は、食料、農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションにより実現させようとするものでして、その取り組み内容は次世代に向けて重要で緊急性が高いものと認識しております。

一方で、高田一郎委員も触れられていましたけれども、2050年までに達成するとされた化学農薬や化学肥料の使用量削減、あるいは有機農業の取り組み面積の拡大等の目標については、今ある対応策だけでは達成は困難とっております。このことから、新たな技術開発などが前提になるのではないかと考えております。

また、県の対応方向ですけれども、県では令和12年度までを計画期間として、昨年3月に策定しました“ひと”と“環境”に優しいいわての農業生産推進方針に、化学農薬や肥料を削減できるスマート農業技術の活用や、有機農業の推進に向けた人材育成等を新たに位置づけ、関係者と一体となって取り組むこととしております。

こうした本県の取り組みは、国が示しましたみどりの食料システム戦略の取り組み方向とおおむね一致していると考えておまして、県といたしましてはこの戦略に基づく国の施策の動向を踏まえながら、化学農薬や肥料、温室効果ガス排出量の削減に向けた環境に優しい農業の推進を進めていきたいと思っております。

○高田一郎委員 わかりました。きのうと同じ答弁だったと思っております。

今岩手県の中で、こういった環境に優しい農業に取り組んでいる方々の実態を把握して必要な支援をすることが大事だと思っておりますけれども、岩手県内で取り組まれている面積が3,000ヘクタールというお話もありました。国の資料を見ると現在2万3,000ヘクタールの面積を2050年までに100万ヘクタールにするということですから、岩手県は随分取り組んでいる面積が多いのではないかと感じました。ただ、これも国と有機農業に対する考え方が違うのでこうなっているかと思うのですけれども、まず岩手県の有機農業というものの定義、それと目指すべき面積的な目標が今後検討される思うのですけれども、その辺のところも含めてお伺いしたいと思っております。

○小原農業普及技術課総括課長 有機農業等への取り組みですけれども、有機農業と一口に言っても、いわゆる有機JAS認証を受けているものとそうでないもの、認証を受けたものとそうではなく有機農業に取り組んでいるものがあります。2020年の農林業センサスによりますと、有機農業に取り組んでいる面積は4,958ヘクタールとされており、これは全耕地面積の3.3%ということで、都道府県別で単純に面積で見ますと全国4位で進んでいると見ていますが、一方で令和2年現在で有機JAS認証を受けた面積は全国で第21位、農業者数は41人ということで、残念ながら少ないという状況になっております。

そうした中での今後の県としての目標ですが、国が示すような目標を達成するためには、新たに有機農業を経済的にも能力的にもクリアできるような技術開発が前提となろうかと思っておりますので、そういった国の方向とか技術開発を見据えながら、地域農業への取り組み方針について今後検討していきたいと考えております。

○高田一郎委員 岩手県の現状はわかりました。きのうの議論にもありましたけれども、やはり環境に優しい農業となると、生産力が落ちるといいますか、経営も大変ということで、生産者に対するさまざまな支援をもっと力強く取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、こういった事業をやっていくためには生産者をふやすと同時に、つくったものを

きちんと評価をしてもらって買ってもらうことが大事だと思います。

そこで、学校給食で有機農業でつくったものを大いに活用してもらうことが大事だと思っております。千葉県のいすみ市では、学校給食に有機米を100%使っているというすぐれた取り組みもあります。岩手県でつくった安全な食材を学校給食に提供する取り組みと、消費者の意識改革も大事だと思います。そういう意味では、生産者と消費者との交流事業とをもっとやって、理解を示してもらい取り組みが大事ではないかなと思います。この点で県としてどのようなお考えがあるのか、お伺いしたいと思います。

○似内流通課総括課長 まず、学校給食への提供の状況です。県では、県産の農林水産物の利用状況の調査を2年に1回やっておりますが、有機農産物の利用状況についてはデータを持ち合わせておりません。ただ、岩手県有機農業連絡協議会からの聞き取りによりますと、取り組んでいる事例ありますので、それを紹介させていただきます。

一関市の一関地方有機農業推進協議会では、田んぼの学校というものを開催いたしまして、子供たちが田植えや生き物調査、稲刈りを行い有機農業の体験を通じた食育活動をやらせておりますし、生産した有機栽培米を海外の学校給食センターに提供するという取り組みを行っている事例があります。

また、平成28年度から平成30年度に住田町におきまして、地域で生産されたジャガイモ、キャベツなど有機農産物を学校給食センターで供給するという事例もありますが、実態としては県内ではなかなか進んでいないということです。これは供給体制の問題でありますし、多分費用の問題があるのではないかというお話です。

また、高田一郎委員から消費者の意識改革というようお話がありました。まさにおっしゃるとおり、生産者の方と消費者の方が交流するような事業ができればと思います。県では、直接そのような取り組みがなかなかできておりませんが、市町村等でやるような交流事業等につきまして、さらに情報を紹介するなどの取り組みを、市町村と連携して進めていきたいと思っております。

○小原農業普及技術課総括課長 ただいま似内流通課総括課長から交流事業についてお話ししましたが、これまで生産者、消費者、そして有機農業に取り組む方々が一堂に会してオーガニックフェスタという交流事業をしております。残念ながら、ここ2年間は新型コロナウイルス感染症の影響で開催できず、情報交流がうまくできていない部分はあるかと思っておりますけれども、そういった中で農業者の有機農業の取り組み、あるいはそういった有機農産物への理解が図られてきたものと考えております。こういった取り組みにつきましても引き続きできるような形で、交流事業の追加など考えていきたいと思っております。

○高田一郎委員 新型コロナウイルス感染症の関係で交流事業も途切れたという話がありましたけれども、いずれにしてもこの事業というのは非常に大事であります。決して十分な取り組みではなかったと思っておりますし、学校給食においても、まだまだ県内では取り組みが一部です。この交流事業と学校給食の活用は、もっと進めていくべきだと思いますので、今後の取り組みをよろしくお伺いしたいと思います。

先ほど部長が、農林水産部の仕事は農林水産業者の所得向上が第一だとおっしゃいましたが、意欲を持って農林水産業に取り組む方々に対してそのとおりだと思います。環境保全型農業に取り組んでも、しっかりと消費者に評価されてこれで生活できる状況にしていくために行政の役割が大変大きいと思います。

そこで、環境保全型農業直接支払交付金は大変いい制度だと思うのですが、この取り組みが岩手県内でどの程度やられているのでしょうか。環境に優しい農業と言うのであれば、食料自給率を高めて、海外に依存しないのが一番いいと思うのです。環境に優しい家族農業に取り組んでいる人たちを、直接応援することをどんどん広げていくのが非常に大事であります。今こういう制度がありますので、積極的に活用する人たちを広げていくのが大事だと思いますので、取り組みの現状と今後の対応についてお聞きしたいと思います。

○**小原農業普及技術課総括課長** 環境保全型農業直接支払交付金の現状ですが、県では、化学農薬や肥料の使用を削減する効率的な病虫害防除や堆肥等による土づくりなど、環境保全型農業として推進するため、環境保全型農業直接支払制度を活用しております。取り組み面積ですが、令和2年の時点で19市町において3,043ヘクタールで、全国8位となっております。10年前の平成23年に比べますと約5倍の取り組みとなっております。こういった取り組みについては、引き続き支援継続の必要があると思っておりますので、国に対して予算の確保を要望しながら、環境保全型農業直接支払交付金の活用を図ってまいりたいと思います。

○**上原康樹委員** 全国植樹祭の開催が近づいてまいりまして、それにも関連すると思いますので、お伺いいたします。

予算の中にも模範林の造成という項目が出てまいります。金額的には大きなものではないかもしれませんが、大きな存在だと思います。この模範林というものを岩手県が地道に取り組んでいる意義をまずお聞かせください。

○**西島技術参事兼森林保全課総括課長** 県有模範林は、地域の森林所有者に対する林業経営の模範を示すことによりまして、林業の振興に資することを目的に明治41年に創設されて、盛岡市など12事業区、約5,000ヘクタールとなっているところです。これまで地域の森林資源の造成や雇用の創出、展示林の設定、林業従事者などの研修フィールドとしての活用ということで、林業技術の普及啓発にも取り組んできたところです。

○**上原康樹委員** 森を歩き回るのが好きで、よく拝見しておりますけれども、展示林とか模範林はやはり普通の森林とは違いまして、壮大な舞台装置のようにすばらしい光が届いて、下草の処理のすばらしさも感動します。こうした模範林はいわゆる林業、木材を生産する現場とはまた違った森林に対する畏敬の念といいますか、美意識に感動するといった精神的な効用があると思います。本来は、林業従事者同士で、こういうやり方があるのだ、こうやってもいいのではないかと、互いに技術などを共有し合う場だったのかもしれませんが、いわての森林づくり県民税の趣旨からしても、多くの市民、県民がこの美し

い模範林に触れ、模範林を觀賞して森林の大切さに思い至る効用があると思います。多くの人にこの模範林を見てもらいたいという気持ちはおありでしょうか。

○**西島技術参事兼森林保全課総括課長** 県有模範林の中での森林の適切な管理は明治時代から着実に進めておりまして、その過程において計画的な木材生産にも取り組んでまいりましたし、間伐ですとか、広葉樹林の実証展示林の設定などの林業技術の普及啓発にも取り組んできました。地道な取り組みを積み重ねて適切な整備を行うことによりまして、結果的に上原康樹委員から御指摘いただきましたような形での、いわゆる美しい森へと仕上がっていくと認識しております。

そういった中で、上原康樹委員から林業関係者である県民の皆さん方にもぜひ見ていただきたいというお話でしたが、全くそのとおりです。県有林の取り組みを進める上で、県民の皆さん方や、地域の住民の皆様方からの協力や理解をいただきながら、着実にさまざまな取り組みを進めていくことは大変重要と思っております。

○**上原康樹委員** 模範林に人を導く道筋を整備することも必要になってくると思います。それから、模範林というのは林業の熟練の技の集大成だと思いますので、そういう模範林を中心とした熟練の継承もぜひ令和4年度は力を入れていただきたいと思います。

○**千葉盛副委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**千葉盛副委員長** ほかになければ、これで本日の審査を終わります。執行部の皆様は御苦労さまでした。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。